

都市計画(案)を縦覧できます

8月23日(金)から9月6日(金)まで、計画区域内の住民または利害関係がある人は、都市計画(案)について意見書を提出できます。

▼内容 II 本渡青果市場の位置の決定。

▼縦覧場所 II 本庁(別館)・都市計画課 / 各支所担当課。

8月30日から「特別警報」の発表を開始します

気象庁では、大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まったときには、特別な警戒を呼びかけるため、新たに「特別警報」を発表します。対象とする現象は「東日本大震災」や、昨年7月の「九州北部豪雨」などの、数十年に一度しかないようなものが該当します。特別警報が発表された場合、お住まいの地域は非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

詳細は、気象庁ホームページをご覧ください。

「ホームページアドレス」

<http://www.jma.go.jp/>

熊本地方気象台防災業務課 ☎096(324)3283

事業者にかかる固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

▼対象 II 製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業(下宿営業を除く)を行うための特別償却設備(家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置)を新・増設した事業者。

▼適用基準 II 平成25年1月2日から翌26年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの。なお、土地は取得日の翌日から1年以内に家屋の建

設に着手されたものに限ります。

▼免除期間 II 固定資産が最初に課税される年度を含む3年間。

▼申請期限 II 平成26年1月31日(金)まで。

■本庁・課税課

※なお、企業誘致や地場産業の振興のための奨励措置(工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付)も行っています。

■本庁(別館)・産業政策課

災害を受けたときの税の減免などについて

大雨や台風、地震などで被害を受けたときは、税が減免されたり、納税が猶予されたりする場合があります。詳しいことは、次の窓口へお尋ねください。

■国税：所得税など

天草税務署 ☎2510

■県税：自動車税・不動産取得税・個人事業税など

熊本市税務所・天草広域本部税務課 ☎4239

■市税：住民税・固定資産税・国民健康保険税など

市役所本庁・課税課 / 国保年金課 / 納税課

浄化槽をご利用の皆さんへ

浄化槽は、適切な維持・管理のため、定期的に点検・清掃・法定検査を行うことが浄化槽法で義務付けられています。

①保守点検：浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補給などを行います。

②清掃：浄化槽内にたまった汚泥等を抜き取り、機械類の洗浄などを行います。

③法定検査：浄化槽が適正に維持・管理されているか、放流された処理水が法令に基づく水質基準を満たしているかを検査します。

浄化槽の使用開始後3~8カ月の間と、その後は1年に1回、県知事が指定した検査機関(公益社団法人・熊本県浄化槽協会)の実施する法定検査を受けてください。

■本庁・下水道課

天草宝島起業塾の参加者を募集します

市と京都大学経営管理大学院は、二地域就労プロジェクトとして「企業と地域の新たな関係の構築」や「起業」に向けた取り組みを進めており、この取り組みの一つとして『天草宝島起業塾』を開催します。天草での起業や新事業創造を目指し、ぜひ参加してみませんか。

■対象 = ①天草市で自分のビジネスプランを実現したい人 ②すでに事業を行っているが新たな事業展開を考えている企業関係者 ③コミュニティビジネスに取り組みたい人や地区振興会などの自治組織 ④市内の企業経営者や社員、後継者など。※市内在住は問いませんが、原則として全講座に参加できる人。

■とき = 別表のとおり(時間を変更することがあります)。

■ところ = 市内の会場(受講生に別途通知します)。

■内容 = 自身が考えているビジネスプランをもとに起業や経営に関する基礎研修、グループワークなどを行い、成果として発表します。

■講師 = 小林潔司氏(京都大学経営管理大学院経営研究センター長)、若林靖永氏(同大学院教授)、高村義晴氏(同大学院経営研究センター特命教授)、田中尚人氏(熊本大学政策創造研究教育センター准教授)など。

■定員 = 30人程度(応募者多数の場合は、応募書類による選考を行い、決定します)。

■受講料 = 5,000円(全6回分。資料代として)。

■提出書類 = 応募時に、次の事項について自身が

考えるビジネスプラン構想書を提出してください。●地域資源を活用した起業プラン ●地域資源を活用し、地域を活性化させるプラン ●新事業の創造に関するプランなど。

■申込方法 = 8月15日(金)から同30日(金)までに、本庁・政策企画課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、ビジネスプラン構想書を添えて郵送または持参、電子メールで同課へお申し込みください。なお、応募用紙は市のホームページからも取得できます。

【郵送・持参】〒863-8631 市内東浜町8-1 (郵送の場合は住所記載不要) 天草市役所・政策企画課 【電子メール】 kikaku@city.amakusa.lg.jp

■開講期間 9月21日(土)~11月10日(日)	
9月21日(土) 13:30~17:00	●ビジネスとは何か ●お金の流れを考える
9月22日(日) 9:00~14:30	●ビジネスモデル(顧客と価値、パートナーやリソース、収益とコスト構造)
9月28日(土) 13:30~17:00	●起業などに関する講義
9月29日(日) 9:00~14:30	●グループワークでの事業計画の検証①
11月9日(土) 13:30~17:00	●グループワークでの事業計画の検証②
11月10日(日) 9:00~14:30	●ビジネスプラン発表、修了式

■本庁・政策企画課

「ごみの焼却・不法投棄」は法律で禁止されています

「ダメです！野外でのごみの焼却」

家庭から出るごみを野外で燃やすことは、人体に悪影響を与えるほか、煙やにおいで近隣に迷惑をかけることにもなるため、法律で禁止されています(例外規定を除く)。

野外でのごみの焼却は絶対に行わず、各地区のごみステーションへ出してください。



【例外規定】

●“どんどや”やキャンプファイヤーなど、公益上または社会の慣習上やむを得ないもの。※ただし、生活環境上支障を与え、苦情が寄せられた場合は行政指導の対象となります。

※ごみの焼却・不法投棄をした場合は、罰則規定があります。

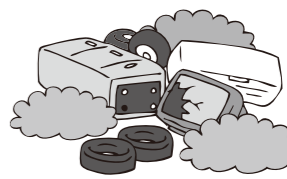
■本庁・環境施設課

「ダメです！ごみの不法投棄」

ごみを捨てることは法律で禁止されており、市内で検挙された事例もあります。天草の豊かな自然環境を守るためにも、ごみは責任を持って各地区のごみステーションまたは清掃センターへ出してください。

なお、法律でリサイクルを定められている家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコンは、ごみステーション・清掃センターに出すことはできませんので、販売店や製造メーカーに引き取り(有料)を依頼してください。

※土地の所有者または管理者は、廃棄物が捨てられたときはみずからの責任で処理しなければなりません。



8月は市・県民税、固定資産税・都市計画法、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期です。納期は9月2日(日)です。忘れずに納めましょう。

